

電気二重層キャパシタガイダンスチャート

2012年3月、NCA編集

| 要件 | 危険物に該当する電解液を含むキャパシタ | 危険物を含まないキャパシタ |
|-----------------|--|---|
| 輸送条件 | 1. 機器に組み込まれた状態でない場合、キャパシタは完全放電の状態での輸送が求められる。 2. 機器に組み込まれている場合、キャパシタは、完全放電するか、有効な短絡防止措置が施されている事。 | |
| 潜在的な短絡を防止する為の措置 | 容量 10Wh を超えないキャパシタまたはその様なキャパシタを収納したモジュール; 有効な短絡防止措置が取られているか、金属製帶で端子が接続されている事。 容量 10Wh を超えるキャパシタまたはその様なキャパシタを収納したモジュール; 金属製帶で端子が接続されている事。 | |
| キャパシタへのマーキング | キャパシタは、エネルギー容量が Wh の単位でマーキングされていること。 | |
| 内部圧力の開放 | キャパシタはその設計上、内部圧力が高まった時に、圧力を逃がす弁を備えているか、キャパシタのケースに脆弱な部分を備えていなければならぬ。内部圧力開放の際に、何らかの液体物が放出される場合には、その液体は容器の中またはキャパシタを収納した機器の中に留まつていなければならない。 | |
| 圧力差試験 | キャパシタは、95 kPa の圧力差試験に合格していなければならない。 | 不要 |
| 危険物分類 | 1. エネルギー容量が 10Wh を超えないキャパシタは、容器に入れない状態での強固な平面への 1.2m 落下試験に合格していれば (内容物の漏出のない事)、危険物規則書のその他の要件は適用されない。 *3 2. エネルギー容量が 10Wh を超えるキャパシタで、 機器に組み込まれていない場合 、Class 9, UN3499 の危険物として、通常の危険物申告が求められる。 *5 3. キャパシタが 機器に組み込まれている場合 、機器が適切な素材、強度を持つ設計の強固な外装容器に収納され、輸送中不意の作動が防止されている場合、危険物規則書のその他の要件は適用されない。またキャパシタが大型機器に組み込まれ、機器の中で十分保護されている場合には、その機器は外装容器へ収納しなくとも輸送出来る。 *4 | 危険物規則書のその他の要件は適用されない。 この要件はキャパシタ単体、キャパシタが機器に組み込まれたもの、双方へ適用される。 *2 |

注意 1: 0.3Wh を超えないキャパシタは、危険物規則書の適用は受けない。 *1

注意 2: NCA は上記につき、何ら責任を負う立場にはありません。

詳しくは、IATA 危険物規則書をご参照下さい。

* 1, *2, *3, *4, 及び *5 についての詳細は、添付の電気二重層キャパシタ取扱いガイダンスをご参照ください。